町田市立成瀬台中学校
校長　　奥山　拓雄

インフルエンザ罹患届について

●インフルエンザの扱いについて

インフルエンザにかかり、またはその疑いがあるときには、学校保健安全法により、出席停止の措置がとられます。出席停止期間は、**発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで**となっています。（裏面を参照の上、登校の目安をご確認ください）

● 医師にインフルエンザと診断されたら

（１） 速やかに学校まで連絡をお願いいたします。インフルエンザの型、症状、出席停止はいつまで指示されているか、を詳しくお知らせください。

（２） 登校の際は下記の治癒報告書に記入の上、切り取って担任へ提出してください。

切り取り

インフルエンザ罹患届

令和　　年　　月　　日

年　　組　　番　生徒氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の期間、「インフルエンザ（　　）型」と診断され、欠席しましたので報告いたします。

●出席停止期間　　令和　　年　　月　　日　～　　月　　日

令和　　年　　月　　日より登校いたします。

●受診した医療機関名　　（　　）※医師の証明は不要です。

※用紙の記入は保護者の方にお願いいたします。

登校の許可　　**※記入の仕方は裏面を参考にしてください。**

発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで（発症日は０日とします。）

太枠に日付を、お書きください。（登校した日に〇をしてください。）

	発症日	発　症　後							
	０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目
●お子様の出席停止期間（月/日）	／	／	／	／	／	／	／	／	／

裏面

登校可能日早見表

●に日付を記入してください。

		発症日	発　症　後							
		０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目
●お子様の出席停止期間（月/日）		／	／	／	／	／	／	／	／	／
例１	発症後１日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	**発症後４日目**	**発症後５日目**			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例２	発症後２日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	**発症後５日目**			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例３	発症後３日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例４	発症後４日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例５	発症後５日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能